

令和7年川南町教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和7年5月23日（金）午前9時半～午前10時15分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター2階 教育委員室
- 3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、本多京子委員、
内倉由美子委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 三好益夫課長、村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、
古小路祐一郎指導主事
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和7年川南町教育委員会第5回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより本多京子委員を指名します。

○本多委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しており

ますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。今回は、定例会、臨時会及び総合教育会議の会議録がございます。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。5月の報告事項でございます。主なものを報告します。1日に中学校統合に係る基本方針の策定についての臨時会を開催させていただきました。引き続き総合教育会議を開催しております。8日、山本小学校の視察訪問。9日、議会勉強会が行われ、この中で中学校統合に係る基本方針を議員の皆様へ説明させていただきました。同日、3月まで地域学校活動推進員を務めてくださいました平塚金治先生の叙勲伝達式を行っております。また、夕方から行われた町PTA連絡協議会の総会に参加しました。12日から14日にかけて、全国町村教育長会に参加させていただきました。15日に東小学校の視察訪問。18日に唐瀬原中学校の体育大会。19日、児湯地方教育委員会連絡協議会の理事会を開催しました。本年度まで本町が事務局となっております。23日、本日よりになりますが、教育委員会の定例会を開催しています。これからは、今後の予定となります。28日に県の市町村教育委員会連合会の理事会。翌日に総会が予定されています。6月の予定となります。3日に川南小学校の視察訪問。6日から6月議会が開会されます。詳細については、課長の報告で行われるかと思います。20日に多賀小学校の視察訪問。26日に教育委員会定例会。同日、児湯地方教育委員会連絡協議会の総会を行う予定にしています。私からは以上です。次に、教育課長をお願いします。

○課長

1 番目は、議会勉強会についてです。5 月 9 日（金）に中学校統合について議会勉強会にて説明を行いました。内容については、特には反対されるなどの意見は出なかったのですが、町民に向けての説明がないままに公表するのはいかがかという御意見が多数ありましたので、6 月 2 日（月）に自治公民館長及び P T A 会長へお願いし、主だった方を集め、農村環境改善センターにて説明会を開催します。

2 番目は、町議会 6 月定例会についてです。6 月 6 日（金）開会予定です。教育課に対する一般質問は、中瀬議員「落雷対策について」、北原議員「学校の電気料金について」、小嶋議員「史跡について」、河野禎明議員「中学校統合について」です。

3 番目は、日本三大開拓地交流事業についてです。7 月 2 9 日（火）から 8 月 1 日（金）に川南町で開催されます。現在、各小学校を通して募集を行っております。私からは以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

お手元の資料に基づき、5 点、1. 学校視察訪問について（資料 2 ～ 5 ページ）、2. コンプライアンス推進プログラムについて（資料 6 ～ 1 7 ページ）、3. 服務規律の確保について（資料 1 8 ～ 1 9 ページ）、4. 年間計画案について（資料 2 0 ～ 2 1 ページ）、5. 今後の連絡体制について、順に説明いたします。

1. 学校視察訪問について、御説明いたします。

2～5ページに記載のとおり、学校視察訪問について昨年度までの視察訪問における反省点を踏まえ、いくつかの変更点や改善された事項を整理いたしました。

従来、各学校から1か月前および2週間前提出の視察計画はメールでお願いしていましたが、本年度より Google カレンダーへの直接入力による調整に変更いたしました。これにより、担当者間での情報共有が一層円滑になり、計画の進捗管理もよりスムーズになりました。

また、1か月前から計画の概要をカレンダー上で確認できるようになったため、事務局はもちろん、また、後に視察を控える学校におきましても、早期の準備がしやすくなり、見通しを立てやすくなるという効果がございました。実際に、後続の学校からは、先行する学校の計画を参考に、各校の実情に応じた、より質の高い計画が提出されるようになっております。

視察の際に使用する「しおり」につきましては、PDF 形式で Google カレンダーに添付することで、いつでも御確認いただける体制を整えました。今後の改善点といたしまして、「しおり」の中に、学級ごとの児童生徒数を明記していただくよう、各学校にお願いする方向で検討しております。これにより、より詳細な学校の状況を把握できるものと考えております。

視察当日には、各学校で創意工夫を凝らした御対応をいただいております。例えば、唐瀬原中学校では校長先生からの学校経営ビジョンの説明の後、職員の写真を用いて転入された先生方を御紹介いただくという取組がございました。その後の訪問校にも好事例として共有し、引き継がれております。

また、授業参観や保健室、施設見学の前には、事前に確認すべきポイントを御共有いただくようお願いしておりました。山本小学校では、写真付きの資料を用意いただき、現地での説明とあわせて施設状況を確認できました。これにより、施設に関する要望や相談についても、現場の状況を的確に把握した上で対応することが可能となりました。東小学校においても、資料・説明ともに非常に充実した内容を御準備いただきました。視察を通じて、施設・設備に関する現状と課題も明らかになってまいりました。

一例として、中学校1年生の教室において、制服や通学カバンの変更にともない、教室後方に設置されている棚の大きさが現状にそぐわないという御意見がございました。また、廊下に設置されている棚についても、災害時における安全な避難経路を確保する観点から、改善の必要性が明らかになっております。さらに、老朽化した建物への対応、トイレの洋式化率向上、職員室の執務環境改善などについても御意見をいただいております。

視察を通して、学校現場が期待する校舎・施設・設備のあり方について現状と課題を把握することができましたので、今後に活かしてまいりたいと考えております。

次に2. コンプライアンス推進プログラムについて、御説明いたします。

6ページを御覧ください。こちらは、5月に開催いたしました校長会において確認いたしました令和6年度の「コンプライアンス推進プログラム」に関する内容でございます。県教育委員会等から示された取組事例がまとめられており、各学校におけるコンプライアンス推進が一層充実したものとなるよう、情報共有を図った次第です。

具体的な項目といたしましては、6ページのわいせつ行為防止では、「(児童生徒と)

私的アカウントによるやりとりをしないこと」、7ページは飲酒運転防止、8・9ページは体罰・暴言等防止、10・11ページは準公金等の不適正な取扱い防止、12・13ページは個人情報の保護等、14・15ページは交通事故・違反防止等、16ページはハラスメント防止等、17ページはその他の事項です。

各学校には、これらの事例を参考に、より実効性のある取組を進めていただくようお願いしております。

次に3. 服務規律の確保について、御説明いたします。

18ページおよび19ページには、県内で発生いたしました個人情報漏洩事案に関する通知文です。また、関連してご報告いたします。去る5月16日、教職員によるわいせつ事案3件に関する懲戒処分が報道されました。これを受けて、県教育委員会は5月20日に臨時校長会を開催し、服務規律の確保に向けた教職員への注意喚起、チェックリストの活用、そして児童生徒へのアンケート調査等の実施について説明がなされました。町教育委員会といたしましても、この事態を重く受け止め、翌5月21日に臨時校長会を開催いたしました。教育長より各校長に対し、所属職員への指導徹底を改めてお願いしたところです。

次に4. 年間計画案について、御説明いたします。

20ページは学校管理職関連の年間計画案でございます。皆様への本資料の送付後に、中部教育事務所より学校支援訪問の期日確定の連絡がございましたので、御報告いたします。

通山小学校は7月2日（水）、国光原中学校は7月14日（月）です。これに伴いまし

て、当初7月2日（水）に予定しておりました校長会は、7月4日（金）に変更としました。21ページには、教育委員の皆様の年間計画案でございます。こちらにつきましても、期日の御確認をお願いいたします。

最後に5. 今後の連絡体制について、御説明いたします。

今後の計画や資料のご提供につきましては、引き続き Google カレンダーの説明欄及び Teams を通じて、迅速な情報共有を行ってまいります。先日、唐瀬原中学校の体育大会におきましては、開催判断が難しい天候状況でございましたため、校長先生と連絡を取り合い、当日の朝6時過ぎに Teams にて開催の旨を御連絡いたしました。今後、同様の状況が予想される場合には、各学校から皆様への御案内文書の中に、「開催の可否は当日朝6時に各学校のホームページにて御確認ください」といった一文を明記していただくよう依頼し、緊急連絡の頻度を抑えつつ、確実な情報伝達に努めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

担任と保護者の連絡で携帯番号等を教えることはない中、部活動において顧問と保護者の連絡体制はどのような状況になっているのでしょうか。

○教育対策監

部活動の顧問の先生も、個人の携帯番号などを保護者全員に公開することはないと考えております。部活動では、迅速な連絡が必要となる場面はもちろんあります。そのた

め、学校によっては保護者向けの連絡アプリやメール配信システムを導入しており、部活動の連絡もそれを通じて行われているのではないかと考えております。また、顧問から代表の保護者や役員の方に連絡し、そこから他の保護者に伝達してもらう体制となっていることも考えられます。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第2号は、「川南町会計年度任用職員の任用について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第2号は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により川南町会計年度任用職員を任用するものです。内容は、記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○内倉委員

この方の配置先はどこになりますか。

○課長補佐

川南小学校になります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げ

ます。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第3号及び4号は、「川南町文化ホール運営委員の解嘱について」と「川南町文化ホール運営委員の委嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第3号は、川南町文化ホール運営委員を解嘱するもので、専決第4号は、委嘱するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

解嘱の理由は何になりますか。

○課長

お二人とも各所属の役職が変わったことによるものです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りしま

す。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、議案第1号「川南町図書館協議会委員の任命について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「川南町図書館協議会委員の任命について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定により、川南町図書館協議会委員を任命するものです。内容は、記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

欠員の補充ということになりますか。

○課長

3月末で異動となった方の後任となります。

○椎木委員

任期末が3月31日になっていないのには何か理由があるのですか。

○課長

先ほどの文化ホール運営委員会委員も同様に、会を設立した当初の任期が継続されているものと思います。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第2号「川南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を新旧対照表のとおり改正するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第9、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくお願いします。

○課長補佐

令和7年度要保護児童生徒を4月25日に認定しましたので、別添で配付しましたとおり報告します。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

○椎木委員

観光協会からお聞きした話では、8月に花火大会を行うということですが、予定どおり開催された場合には、保護者による夜間見回りの要請があるのでしょうか。

○課長

本日、青少協の総会が開催されますので、確認しておきます。

○教育長

他に何かありませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になれば次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、6月26日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、6月26日木曜日午前9時半からに決定しました。これで、令和7年第5回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和7年6月26日

川南町教育委員会 教育長

平野 博康

川南町教育委員会 教育委員

本多 京子

